

盛岡広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月15日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 盛岡横手線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字南畑第4地割字清水78番1地先から 第2地割字田茂木野194番1地先まで	新	m 34.6~12.8	m 1,517.1
	旧	25.4~8.2	1,517.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部  
イ 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 渋民川又線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市玉山区日戸字鷹高50番33地先から1番5地先ま で	新	m 22.0~14.3	m 48.0
	旧	22.0~13.0	48.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部  
イ 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで